

京都市告示第 47 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成21年4月1日

京都市長 門川 大作

| 京都市公金収納受託者      | 委託をする徴収事務の内容          | 委託する期間                      |
|-----------------|-----------------------|-----------------------------|
| 財団法人京都市生涯学習振興財団 | 京都市野外活動施設花背山の家の使用料の徴収 | 平成21年4月1日から<br>平成22年3月31日まで |

(野外活動花背山の家事業課)